

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議

(第1回)

議 事 録

# 原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第1回） 議 事 次 第

日 時 平成25年7月30日（水）13：00～14：52

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

## 議 題

1. 原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の開催について
2. 原子力委員会の果たしてきた役割等について
3. これまでの経緯と今後の進め方について

○後藤審議官 定刻になりましたので、これから「第1回原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催したいと思います。

本日は御多忙の中、各委員の先生方にはお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日、担当しております山本大臣が御出席いただくことになってございますが、都合により14時40分くらいに御到着ということになっております。事務局でそれまで進めてほしいということがございますので、まずはスタートさせていただきたいと思います。

では、資料の確認をお願いいたします。

○石井参事官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第に配付資料、参考資料が書いてございますので、それに沿って確認いたします。

資料1、「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の開催について」でございます。

続きまして資料2、「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の運営について」という資料でございます。

それから、資料3としまして「原子力委員会の役割（1950年代～現在）」ということで内閣府資料がございます。A4の横の資料でございます。

それから、資料4が「今後の進め方について（案）」という資料がございます。A4の縦でございます。

それから、参考資料といたしまして、参考資料1が日本再興戦略の資料、A4の縦の資料でございます。

参考資料2が、平成24年12月18日に出されました「原子力委員会の見直しに当たっての基本的な考え方について」という報告書でございます。

続きまして、参考資料3-1、「原子力委員会の歴史（1950年代～現在）」というA4横の資料でございます。

それから、参考資料3-2、「原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱」というA4横の資料でございます。

それから、卓上に資料3の7～9ページを抜粋しましたA3の資料がございます。

一応、以上でございます。何かないもの等がありましたらお申し出ください。

以上でございます。

○後藤審議官 それでは、スタートさせていただきたいのでありますけれども、まず設置の趣旨につきまして「内閣官房長官決裁」という資料1の紙がございます。これについて、事務局のほうから御説明させていただきます。

この紙は、「趣旨」はここに書いてあるとおりでございますけれども、「原子力委員会は、時代に応じてその役割は見直され変遷してきた。この度の東京電力福島第一原子力発電所事故により原子力をめぐる環境が大きく変化したことを踏まえ、原子力委員会の役割も再び見直しが求められている。

このため、原子力委員会の在り方の見直しに向けて、優れた識見を有する者から意見を聞くことを目的として、原子力委員会の在り方見直しのための有識者会合（以下、「会議」という。）を開催する。」ということでもあります。

「構成」です。

「（１）会議は、原子力政策を担当する国務大臣」、これは山本大臣でありますけれども、「が指名する行政組織、国際関係、エネルギー、原子力等に関する有識者により構成し、同大臣の下に開催する。

（２）原子力政策を担当する国務大臣は、会議を構成する者の中から、会議の座長を依頼する。

（３）座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。」ということになってございます。

具体的な大臣が御指名させていただいた有識者の方々というのは、別紙についております２枚目でございます。ここに書いてある先生方に今回お願いしております。

ただ、本日は城山委員、山地委員、吉岡委員が所用のため欠席ということになってございます。

残りの委員の先生方には、きょうは御出席をいただいております。初回でございますので、一言ずつ御挨拶をいただければと思っております。

では、名簿順で小幡先生からお願いします。

○小幡委員 上智大学の小幡でございます。私、専門は行政法でございます。よろしくお願いいたします。

○橘川委員 一橋大学の橘川です。専門は、経営史及びエネルギー産業論です。よろしくお願いいたします。

○古城委員 東京大学の古城と申します。専門は国際関係論、国際政治経済論です。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 国際問題研究所の佐藤です。特段専門はないのですがけれども、外務省に長くおりました。よろしくお願いいたします。

○寺島委員 日本総合研究所の理事長の寺島でございます。エネルギー政策に関与して何回か参画してきまして、今も総合資源エネルギー調査会に入っています。よろしくお願いいたします。

○増田委員 東京大学公共政策大学院客員教授の増田でございます。昨年暮れまでありました、同じような委員会のメンバーをしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○森田委員 学習院大学の森田でございます。専門は行政学でございまして、増田委員と同様に今年の委員会でもお手伝いさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○後藤審議官 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうも自己紹介をさせていただきます。

私、内閣官房の審議官をしております後藤でございます。よろしくお願いいたします。

○石井参事官 事務局の内閣参事官の石井でございます。よろしくお願いいたします。

○後藤審議官 それでは、会議の座長は先ほどの資料にもございますように大臣が指名することとなってございまして、山本大臣から森田委員に座長をお願いしてございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、規定に基づきまして、本日は座長からの要請ということで関係省庁にも御出席いただいております。

原子力委員会の近藤委員長でございます。

それから、外務省、内閣府、文科省、経済産業省、原子力規制庁ということで、各省庁からも御出席をいただいております。各省庁の皆様方には、検討を進めていく上で必要となる事実関係等をいろいろとお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、これからの進行は森田座長のほうにお願いしたいと思います。

○森田座長 座長を御指名いただきました森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、議事に入りたいと思います。まず、この会議の運営についてお諮りしたいと思います。事務局である内閣官房のほうから御説明をお願いいたします。

○石井参事官 それでは、資料2でございます。

運営につきまして、大臣からの方針をもとに座長と相談をしてまとめたものが資料2、「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の運営について」という資料でございます。

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の運営については、「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議の開催について」に定めるもののほか、以下のとおりとする。」ということで、まず「1. 議事の進行」でございます。

「会議の進行は、座長が務める。座長は委員を座長代理に指名することができる。座長が出席できないときは、座長代理が座長の職務を代行する。」ということでございます。

2として「委員の欠席」でございます。「会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させることはできない。」、それから(2)としまして「会議を欠席する委員は、座長を通じて書面により意見を提出することができる」ということでございます。

続きまして、3の「議事の公開」でございます。「議事は原則として公開する。ただし、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。」としてございます。

4の「その他」でございますが、「その他、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。」としてございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたとおり、会議については原則公開で開催し、座長が必要と

認めた場合には一部または全部を非公開として開催することとしています。

ただいまの説明につきまして、特に会議の公開、またはその他会議の運営について何か御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

また、資料1の関係者の出席として、本日関係府省の方に御出席をお願いいたしましたけれども、今後の運営での取り扱いについても御意見があれば御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま御説明させていただいた方針で会議をこれから進めてまいりたいと思います。

それから、今の「運営について」のペーパーにございました座長代理についてでございますけれども、この資料に沿って城山委員にお願いしたいと考えております。

ただ、本日御欠席ですが、御本人からはあらかじめ御内諾を得ておりますので、そのようにさせていただきます。

それでは、続きまして議題の2に移りたいと思います。「原子力委員会のこれまでの活動と経緯について」でございます。原子力委員会の見直しを進めるに当たり、原子力委員会のこれまでの活動内容やどのような組織の変遷をたどったかということは検討の前提となると思います。

そこで、本日は第1回ということもありまして、その点について説明を伺い、認識を共有できればと思っております。

この件に関しましては、次回会議において原子力委員会の近藤委員長から詳しくお話をいただきたいと思っておりますけれども、今回は原子力委員会の事務局を担当しておられる内閣府の原子力政策担当室から説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○板倉参事官 内閣府原子力政策担当室の参事官の板倉でございます。

それでは、お手元に配付しております資料の3、さらには参考資料3-1、3-2を適宜参照しながら御説明したいと思っております。

まず、原子力委員会の現在の役割についてでございますが、資料3の3ページをお開けください。原子力委員会は、内閣府の審議会として設置されています。原子力の研究、開発及び利用に関する政策、さらには関係行政機関の事務の調整、その他の事項について企画、審議、決定する審議会でございます。原子力政策大綱等の政策の基本方針を提示して、これを踏まえて各省がそれぞれの所掌に基づいて分担しながら政策を実施するという体制になっております。

この資料の右側には、原子力規制に関する組織を示しております。昨年9月に原子力規制委員会が発足いたしました。この原子力規制委員会は、いわゆる安全確保のみならず、核不拡散の担保措置であります保障措置、すなわち核燃料物質の計量管理及び監視も含めて担当しています。また、原子力防災につきましては、原子力防災会議のもとで扱われています。

続きまして4ページでございますが、「原子力委員会の所掌事務」、法律で定められた法定の所掌事務について御説明いたします。

まず①でございますが、原子力委員会設置法に基づく業務です。「原子力の研究、開発及び利用に関する以下の事項につき、企画し、審議し、及び決定する。」とされております。ただし、この「安全の確保のうちその実施に関するものを除く」というただし書きがございます。

具体的には、「原子力利用に関する政策に関すること」、さらには「関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること」「関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること」「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること」「原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること」「原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練（大学における教授及び研究に係るものを除く。）に関すること」「原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること」「上記のほか、原子力利用に関する重要事項に関すること」とされております。

「なお、原子力委員会は、必要なときに、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に勧告することができる。」という規定もございます。

続きまして②でございますが、これは原子炉等規制法に基づく施設の設置・変更許可などの際に、平和利用に関する基準の適用について、原子力規制委員会が原子力委員会の意見を聞かなければならないとされておきまして、それに基づく業務でございます。

「意見聴取の対象」は、原子炉の設置や変更、さらには使用済み燃料の貯蔵事業及び再処理事業でございます。

続きまして③④でございますが、これらは特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、または日本原子力研究開発機構法、この2つに基づきまして原子力委員会の意見を求められるという法定の業務でございます。

さらに⑤でございますが、これは原子力損害の賠償に関する法律に定められた規定でございます。原子力損害が生じた場合において原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出した場合、政府がこれを国会に提出するということを義務づけるものでございます。

法定の業務は、以上でございます。

続きまして、原子力委員会の所掌事務なのですが、1956年の原子力委員会発足時から数度にわたって変遷しております。この間の歴史的経緯を振り返りながら、所掌事務の変化を御説明したいと思います。

まず5ページですけれども、「我が国原子力政策を巡る歴史」を3つの期に分けて整理しております。これは、昨年の同様の有識者会議で内閣府から示した区分を踏襲しているものでございます。

まず第1期、左側に書いてございますように原子力委員会を中心とした計画的・民主的な開発・利用の推進体制ができた時期でございます。1950年代～1970年代です。

第2期としましては、原子力委員会から安全規制が分離され、核燃料サイクルが推進されることになった時期で、これは1970年代～1990年代半ばでございます。

さらに第3期、これは相次ぐ事故を経て安全規制が強化され、原子力利用がグローバル化した時期と捉えられますが、これにつきましては1990年代半ば～現在までということで考えております。

まず第1期でございますが、主に原子力委員会発足にかかる経緯でございます。これにつきましては、参考資料3-1の4～11ページに記載してございます。簡単にかいつまんで御説明いたしますと、米国のアイゼンハワー大統領の国連総会演説、有名なAtoms for Peace、これに端を発しまして世界的に原子力平和利用の機運が高まりました。これを踏まえて、1954年には我が国初の原子力予算が計上されております。

その翌年、1955年には原子力調査国会議員団の共同声明というものが出されております。この共同声明は参考3-1の10ページに概要が記載してございますが、この共同声明に基づきまして原子力基本法、原子力委員会設置法、さらには総理府設置法の一部を改正する法律、いわゆる原子力三法が議員立法により可決成立いたしました。

当初は、原子力委員会は原子力利用に関する政策決定に加えまして、核燃料物質及び原子炉に関する規制全般を担当するということでございます。委員長は、国務大臣を充てることになっておりました。

続きまして第2期でございますが、1978年の原子力安全委員会の発足に伴いまして、原子力委員会から安全規制を分離し、所掌事務が大きく変化してございます。経緯の詳細は、参考資料3-1の12～18ページに記載してございます。

この参考資料3-1の12ページの「原子力行政懇談会」というところの背景に記載されているとおり、1973年に石油危機がございまして石油代替エネルギーの必要性が高まった一方で、環境問題一般に対する国民の関心が高まりまして、国民は原子力の安全性に高い関心を示し始めたという時期でございます。さらには、内外における原子力発電所の故障などもありまして、安全性に対する国民の潜在的な不安感が増幅されました。これによりまして、原子力発電の計画が大幅におくれたという事態が発生いたしました。

こうした中で、1974年に原子力船「むつ」の放射線漏れが起こり、結果として原子力行政全般に対する国民の不信を招くことになりました。

こうしたことを背景としまして、1975年2月に総理大臣の諮問機関として原子力行政懇談会が設置され、行政体制の見直しが行われたという経緯でございます。

この原子力行政懇談会の議論の結果につきましては、参考資料3-1の14～16ページに記載されております。14ページに中間取りまとめの概要が示されておりますが、ここに示された考え方というのは、まず原子力委員会につきましては新しい原子力委員会と原子力安全委員会の2つに分割するというものでございます。それで、この新しい原子力委員会は平和利用の担保、原子力基本政策の策定、さらには総合調整などを所掌することが適当とされております。



次の15ページでは、原子力委員会の事務局についての提言も記されております。中ほどでございますけれども、「従来の経緯、経験が今後の円滑な運営に寄与すると思われるので、各省庁に中立的な立場を保障（庶務の協力処理など）して、科学技術庁原子力局に置くことが適当と考える。」とされております。

他方、安全審査、許認可行政については、安全規制行政の一貫化を図るために、実用炉については通産省、原子力船については運輸省、研究炉、研究施設に関しては科学技術庁がそれぞれ一貫して安全規制を担当するというようになっております。さらに、原子力安全委員会がダブルチェックを行う。行政庁審査に加えてダブルチェックを行うという考え方もこのときに示されています。この中間報告の後に最終報告が出されたわけでございますが、最終報告でもこれらの考え方が維持されております。

この原子力行政懇談会の意見に沿いまして、参考資料3-1の17ページに示しますように原子力委員会設置法等の改正法案が国会に提出されまして、1978年に原子力委員会が改組され、原子力安全委員会が発足いたしました。

以上が、第2期の経緯でございます。

第3期でございますが、1995年に「もんじゅ」のナトリウム事故が発生いたしました。この事故を初めとしまして原子力関係の事故が相次ぎまして、その後、橋本内閣のもとで行政改革会議が開催されました。これを受けまして2001年の省庁再編が行われたわけですが、これによりまして原子力委員会の組織、所掌事務が大きく変化しております。

1997年に出された行政改革会議の最終報告の概要は、参考3-1の19ページに記載してございます。この中ほどの四角にありますように、「原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、現行の機能を継続する。」とされております。さらに「事務局機能は、内閣府が関係省の協力を得て処理する。」とされております。

これを受けて2001年1月の省庁再編の中で、原子力委員会は内閣府に置かれてその機能を継続することとなりました。

また、その際、参考資料3-1の20ページに示しますように、同時期に審議会等の整理合理化計画というものが出されたのですが、1999年の整理合理化計画で示されました各省庁の審議会に対する一律の方針、これを踏まえまして赤字で書いてございますが、原子力委員会委員長が国務大臣でなければならないとする規定を削除する。さらには、内閣総理大臣の尊重義務規定が削除される。こういったことが、原子力委員会設置法の改正の中で行われたわけでございます。

さらには、福島第一原子力発電所事故を契機としまして、2012年9月には原子力規制委員会が発足し、原子力委員会はさらに所掌事務が変更されております。参考資料3-1の22ページに、この経緯が記されてございます。

大きな変更点は、設置許可にかかる諮問規定のうち平和利用に係るもの以外、すなわち経理的基礎、さらには計画的遂行、こういった項目については削除されました。この結果、冒頭説明しましたとおり、原子炉の設置・変更許可、再処理、貯蔵について、原子力規制

委員会が平和利用に関する基準の適用について原子力委員会に意見を聞くという規定が現在も残っております。

他方で、保障措置並びに核セキュリティ業務につきましては法令上明文化されておりましたが、従来、原子力委員会が業務を実施してきております。これについても、原子力規制委員会の発足に伴いまして、原子力規制委員会の所掌義務として明文化し、業務を移管しております。

続きまして、元の資料3でございますが、以上の所掌事務及び組織の変遷を時系列に整理したものが6ページの表でございます。加えまして、尊重義務の規定の有無につきましても記載しております。2012年の原子力規制委員会発足に際しての所掌事務の変更においては、先ほども申し上げましたが、これまで核燃料物質及び原子炉に関する規制や、原子力利用に関する所掌事務について、原子力安全委員会の所掌を除くと書かれていたのですが、これが2012年の際に右上の赤字で示したように、「安全の確保のうちその実施に関するものを除く」という形で明記されまして、原子力委員会の所掌事務から安全確保の実施事務全体が除かれたということでございます。

その一方で、ここで言う安全の確保には、原子力規制委員会設置法第1条において国際約束に基づく保障措置の実施のための規制、その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関することを含むとされまして、安全の確保と一緒に保障措置も除かれて原子力規制委員会の所掌となっているという整理でございます。

以上、述べました経緯で所掌事務の変遷を重ねてまいりましたが、この原子力委員会がどのような役割を果たしてきたかについて続いて御説明いたします。

資料3の7～9ページです。これにつきましては、先ほど事務局から御説明があったようにA3に拡大したものを机上に配付してございますので、こちらをごらんいただければと思います。

原子力委員会の活動状況を調べる上で、原子力委員会の決定事項というものに着目いたしまして、この決定事項を先ほども申しました第1期、第2期、第3期に分けて整理することによりまして、どのような役割を果たしてきたかについて俯瞰してみたいと考えてございます。

まず第1期の時代背景でございますが、核の軍事利用リスクの高まり、さらには高度経済成長期を支える電源開発が急務となっている中で、原子力政策は研究開発による実用化の早期実現が中心的なテーマだったというふうに時代背景を整理できると考えてございます。

この時期における「原子力委員会の機能」でございますが、原子力の平和利用を推進するに当たり、規制を含めた制度・研究開発の在り方や計画的な予算配分等を企画・審議・決定する中心的な場として政策を主導するというのが、原子力委員会の当時果たしていた役割であろうと整理できると考えております。

続いて第2期の時代背景でございますが、TMI、スリーマイルアイランドの事故、さらに

はチェルノブイリで大規模な事故が発生した。こういったことの後、冷戦が終結したという時代でございます。原子力政策は、実用炉の増加に伴う地域との共生、バックエンド対策、核セキュリティ等、新たな課題に直面しているという時代でございます。こうした中、原子力委員会は核燃料サイクルや放射性廃棄物に関連する機能を強化するとしております。その一方で、原子力安全規制の機能を原子力安全委員会として分離しながら、平和利用の担保に関する機能は維持したという形で整理できると考えております。

第3期でございますが、この第3期の時代背景としましては、新興国のエネルギー需要が増大する。さらには、米国で同時多発テロが発生する。こういった不安な中、日本においてはエネルギー需要増加の頭打ち、さらには原子力への不信が増大していると考えられます。平和利用拡大と安全確保の両立、原子力行政に対する信頼回復が課題であるというふうに整理できるかと考えてございます。

具体的には、もんじゅのナトリウム事故が1995年に発生した。そして、JCOの臨界事故が1999年に発生。東電原子力発電所の検査・点検等の不正などが発表されたのは2002年でございます。さらに、2011年には福島第一原子力発電所事故が発生した。こういった時期でございます。

こうした中、「原子力委員会の機能」としましては、事故等を契機とした省庁再編、行政改革によりまして委員会の位置づけが変化する中、透明性の向上に注力しつつ、長期計画、具体的には原子力政策大綱の策定を継続している。このような形で、原子力委員会が果たしている機能を整理できるかと考えてございます。

具体的な活動内容の変遷を以下、見てみたいと思います。この表の中で、ひし形のマークが記されているものが原子力委員会決定を示しております。個別の決定の内容につきましての説明は割愛させていただきますが、分野ごとの活動度を大きく把握するという観点でこういったものを紹介したいと思っております。

まず長期計画、さらには原子力政策の方針を策定するといった側面における状況でございますが、この長期計画は原子力委員会の発足以降、おおむね5年ごとに改定してございます。それで、第3期では委員長が国务大臣でなくなったことなどを踏まえまして、閣議決定で「政府は基本方針として尊重する」という扱いになりました。

また、原子力委員会は内閣府に所属して、各省庁に対して基本的な施策の方向を示す役割が期待されているという認識のもと、施策の基本的考え方を明らかにして各省庁における施策の企画推進のための指針を示すといった方針から、計画ではなく政策大綱という形で長期計画を策定してございます。

「原子力開発利用長期計画と原子力政策大綱」というタイトルの参考資料3-2では、第1ページ目に現行の政策大綱の概要を示しております。

さらに、2ページ目以降には過去の長期計画との対比を示しております。

先ほども申しましたけれども、3ページにありますように過去2000年の省庁再編までは大綱ではなく原子力開発利用長期計画というタイトルで、計画として策定しておりました

けれども、先ほど申しましたように原子力委員会の位置づけが変わったということから2000年以降は大綱という形で策定しているというものでございます。

それで、この長期計画、または政策大綱の策定時の事務局体制につきまして簡単に御紹介したいと思います。これも、省庁再編を機に大きく変化してございます。参考資料3-1の23ページに、事務局体制の変化を対比しております。省庁再編前、左側でございますけれども、このときは総理府の科学技術庁が事務局の中心でございました。それで、この庶務の総括は原子力局の政策課でございまして、そこが日ごろの原子力委員会の事務を担当しておりましたが、5年に1回程度となります長期計画の策定時におきましては、原子力局の関係課がそれぞれ関連する分科会を担当しまして、原子力局全体が事務局機能を担いました。

他方、省庁再編以降は私のところでございますが、内閣府の原子力政策担当室が事務局となりまして原子力委員会の庶務を担当してございます。それで、旧科学技術庁の原子力局のような体制ではなくて、課の組織に相当する参事官組織が1つという体制でございまして。ですから、そのほかは局長級の政策統括官と官房審議官が他の業務と兼任で担当してございますが、こういった体制でございまして、過去に比べて大幅に縮小した体制でこの政策大綱の策定の際の事務局機能も担っているというのが現状でございます。

続きまして、A3の表のほうに戻っていただきまして中ほどでございますが、「総合調整（予算・資源の配分）」といった側面につきましてでございます。これにつきましては、原子力委員会の発足以来、毎年度各省の原子力関係予算要求を取りまとめ、さらには原子力関係経費の見積もりとして決定しております。これは、毎年度実施しております。

他方、所掌事務に記載されております予算の配分計画に関する事務については、現在も行われておりません。

続きまして、「透明性」の側面でございます。

第1期から月報、さらには原子力白書により、原子力委員会の決定内容などを公表してまいりました。

第2期になりまして、関係行政機関の職員の出席が原子力委員会で可能となります。それまでは、委員会そのものがクロードで事務局だけが担当するという状況でございましたが、2期になって関係行政機関の職員も出席をするようになりました。また、長期計画改定に当たりまして御意見を聞く会を開催しております。

さらには第3期になりまして、原子力委員会は一般公開となっております。現在も、毎週の定例会は一般公開で行っております。また、もんじゅ事故を契機としまして3県の知事から提言がございました。この提言を受けて「原子力政策円卓会議」を設置し、立地地域などでこの原子力政策円卓会議を開催しました。

さらには、ホームページにおいて御意見、御質問の募集を開始して、これは現在も続けております。また、メルマガの情報発信も始めまして、これも現在まで続けているところでございます。こうした情報公開、さらには情報の発信、国民との対話による開かれた政

策決定、こういったことに非常に力を入れてきたのが第3期でございます。

特に、参考資料3-1の21ページにはその概要を記載しているのですが、原子力政策の決定過程において市民参加の拡大を通じて国民の理解をより一層促進するということを目的にしまして、地域市民懇談会というものを開催いたしました。これは、2002年～2009年まで8年間とかなりの期間にわたって開催しておりまして、合計で18回開催しております。

さらには、原子力政策大綱を策定するに際しては2005年でございますが、「原子力政策大綱（案）に対するご意見を聴く会」というものを全国各地で5回開催をしております。こういった活動に非常に力を注いだということは改めて強調したいと考えてございます。

続きまして、A3の資料の2枚目でございますけれども、「平和利用の推進」という側面に着目してみたいと思います。

第1期では、まず原子炉等規制法に基づきまして原子炉設置、再処理等について平和の目的に限られているということを確認するというところを実施しております。これは、第2期、第3期に続いてずっと実施されているものでございます。

それで、第2期以降は規制行政庁、または原子力規制委員会から意見を求められるということで、第1期は自ら審査業務を行っていた。第2期は規制行政庁か、もしくは原子力規制委員会から意見を求められるということですが、いずれにしてもこの平和利用の目的に限っていることを確認するというところをずっと行っております。

さらには第2期でございますけれども、余剰プルトニウムを持たないという原則を表明しております。こういったことを含め、核不拡散に関する基本計画を示すということを実施いたしました。

さらには、第3期では電気事業者のプルトニウム利用計画について、その妥当性確認するというところも行っております。そのほか、北朝鮮の核実験などの突発的の事故に対して随時声明を発出しております。

他方、核物質防護、さらには核セキュリティについては第2期、第3期で部会における審議、さらには基本的考え方の表明を行ってまいりましたが、原子力規制委員会発足に伴いまして原子力規制委員会にそれらの業務は移管されています。

そのほか、参考資料3-1の18ページには「平和利用に関する主な動き」と題しまして、日米原子力協定の動き、さらには再処理事業の動き、それと原子力委員会において平和利用に関する活動、これらの関連を時系列に整理したものを示してございます。

続きまして、「国際貢献」の側面でございます。A3の資料の2ページ目に戻りまして第2期でございますが、このころから多国間協力の枠組みが非常に活発となっております。これに伴いまして懇談会や部会の設置、さらには方針の策定などが行われております。

特に、第3期におきましてはアジア原子力協力フォーラム、FNCAという国際活動が非常に盛んになりまして、これを原子力委員会自らが主催してアジア地域の国際協力をリードするというところも進めております。

続きまして原子炉、さらには高速炉、その他個別分野についての政策決定についてでござ

ざいます。こうした個別分野の課題、論点につきましては、論点の多い少ないに応じまして原子力委員会の決定、部会設置などの活動度は変化しております。先ほど紹介しました参考資料3-1の23ページにもお示ししましたように、省庁再編前においては科技庁の原子力局の各課においてそれぞれの担当分野が部会を運営するなどして原子力委員会の活動を支えておりましたけれども、省庁再編以降はこうした支援機能については低下しているということでございます。

そうした中、委員会決定を分野ごとに見てみますと、「原子炉」につきましては第2期の1980年代前半以降、決定はなされておりません。さらに、「高速炉等」につきましては第3期では決定事項は非常に少なくなっております。「核燃料サイクル」関連の決定については第1期ほどではありませんが、第3期も継続しております。特に昨年は原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会を設けまして、こちらで核燃料サイクルの経済性評価などを行いました。

また、「放射性廃棄物」に関する活動につきましては次の3枚目でございますけれども、第2期～第3期にかけて大幅にふえております。

「核融合」につきましては、第1期～第3期まで継続しております。

「設置許可・安全審査指針策定」につきましては、原子力安全委員会の設置とともに安全委員会のほうに移管されました。

原子力災害の「補償」につきましては、1970年代以降は特に決定は出されておらず、原子力損害賠償制度につきましては1990年代以降は出されておらず。

「原子力船」につきましても、第1期では非常に活発でございましたけれども、1980年代以降は出されておらず。

そのほか、環境放射能につきましては第2期まで出されておりますが、放射性物質の輸送につきましては第1期以降出されておらず、第3期では加速器やエネルギー関連の決定、さらには福島原子力発電所に関する決定が出されているという状況でございます。

以上、後半は若干はしりましたが、原子力委員会の活動の全体像を俯瞰したものでございます。

最後に、大本の資料3に戻りまして10ページ、11ページでございます。諸外国における原子力行政の体制につきまして、簡単に整理したものをお示ししております。10ページが先進国を中心に、11ページは発展途上国などを中心に整理してございます。これらは、一義的に規制と推進がいつ導入されたかということも含めて記述してございまして、オレンジ色の部分が推進、紫色の部分が規制というふうに大きく分けて整理してございます。

日本は、推進の部分は担当省庁に加えまして原子力委員会という体制になってございますが、このような委員会組織を担当省庁とは別に設けている国は先進国は少のうございまして、どちらかといいますと発展途上国に多く見られる組織形態であるということを申し添えたいと思います。

私のほうからの説明は、以上でございます。

○森田座長 どうもありがとうございました。

近藤委員長からは次回お話をいただきますけれども、ただいまの御説明に何か補足がございましたらお願いいたします。

○近藤委員長 特にありません。

○森田座長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見、追加で御説明いただきたい事項などがございましたらお願いいたします。どなたからでもどうぞ。

では、橘川委員どうぞ。

○橘川委員 2点あります。

1つは、1期、2期、3期という分け方ですけれども、特に3期のところに違和感を非常に覚えまして、これですと3期は90年代半ばから現在まで一貫通貫で書いてあって、安全規制の問題をずっと頑張ってきたという話のように聞こえるんですけれども、この間にはきょうは言葉としての説明がなかったですが、原子力立国宣言ですとか、原子力ルネッサンスという流れもあったわけで、特に2005年の大綱辺りはそれにとって大きな一つの画期にもなったし、エネルギー基本計画の2010年の第2期改定などで五十数%という原子力依存度を2030年にめざしていく流れがあったわけでありまして、この第3期を一貫通貫というのは非常に違和感を覚えて、福島事故の前と後でやはり期は違うのではないかとというのが率直な印象です。

それからもう一つ、質問なんですけれども、4のIAEAとの関係です。これは国際貢献という形で書かれています。日本もいろいろ事故やトラブルがあったわけで、日本が査察の対象にもなったりしたこともあるわけで、特にIAEAとの関係がどうだったのかということをやはり一区切りまとめたほうがいいんじゃないか。

背景にありますのは、日本よりも設備容量が小さいにもかかわらず、むしろ今IAEAの中間幹部といいますか、実際にいろいろ動かしているところで韓国や中国のプレゼンスが非常に高まっていて、むしろ日本のプレゼンスはトップを抑えているにもかかわらず下がっている感じがあります。その辺のところを系統的に、原子力委員会とIAEAがどういう関係にあったのかをおさえておいたほうがいいんじゃないか。この2点です。

○森田座長 では、これについてお答えいただけますか。どうぞ。

○板倉参事官 第3期につきましては、御指摘のとおり原子力規制委員会設置の前後で大幅に所掌事務も変わってございます。そういう意味では、第3期の特に最後の1年をどういうふうに扱うかというのは、確かに御指摘の視点からも検討すべきかと思っております。

資料の6ページは、そこはむしろ所掌事務の変更ということだけに主眼を置いて切り分けた結果、4つに分かれておりまして、そういう意味では3期の前半と後半というのは大きく違うというのは私ども意識しているところでございますので、もし今後の議論の中でそのように分けたほうがいいということであれば、改めて整理し直してもよろしいかと考えてございます。

原子力委員会とIAEAとの関係につきましては、次回に宿題ということでお示ししたいと思っております。

○石井参事官 ちょっと橘川先生に確認といえますか、今3期と4期というふうにおっしゃられましたけれども、3期の部分で今お話があったものでは浮き沈みといえますか、原子力を取り巻く環境の変化の部分と、それから原子力委員会の体制の議論と一緒にになった部分があるかと思いますが、体制としては3期の変更は省庁再編という部分を挟んでのある時期、一方、その中で原子力立国計画とか、そういうような動きとしての部分を一緒に扱うのがいいのかどうかという点だけ、むしろ内閣府のほうから確認をしておいていただいたほうがいいかという気がします。

○森田座長 どうぞ。

○板倉参事官 そういう意味では、この第1期、第2期、第3期で、特に第3期は今、事務局のほうからありましたように省庁再編をまたぐ形で設定しております。そういうことで、必ずしも所掌事務の設置と時代背景とは完全に一致していないというのも事実でございます。今、橘川先生のほうからお話がありました原子力カルネッサンスの話というのは、直接は所掌事務の変更とは関係がないということでございます。

どういう形でこの1、2、3を分けたいのかというのは、むしろこの場で御議論いただいてもいいかと思っておりますが、私どもとしてはとりあえず便宜的にといいますか、そういう形で整理をしたというところでございます。

○石井参事官 そうしましたら、所掌事務の変更の部分と、今お話があった活動の変化と、それから周辺環境の変化と、いろいろ込み合っている部分は少し今後まとめの中で整理をして、全体が見えるようにさせていただくような方向でよろしゅうございますか。

○森田座長 よろしいでしょうか。今、伺っておりますと、もう一つ入れると組織形態の変化もあるわけですね。特に2001年の省庁再編のときの組織形態の変化と所掌事務の変化と、さらにいえばそこでの活動の内容とか方針の変化、もっと分けられるかもしれませんが、余り細かくすると困りますから、一応その3つくらいで変化の時期も含めて比較できるような形での資料というのはお願いできますか。

○板倉参事官 承知いたしました。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

では、寺島委員どうぞ。

○寺島委員 質問だけ、まず2点させていただきたいと思います。

資料3の4ページで「原子力委員会の所掌事務」の最後の⑤に、原子力損害が生じた場合において意見書を内閣総理大臣に提出したときは国会に提出しなければならないということがあります。3.11の福島のが起こった後、原子力委員会は意見書を出したのか、出さないのか、どうなったのかという事実関係をお聞きしたいということが1点です。

2点目ですけれども、2001年の省庁再編に当たって委員長というのは国務大臣ではなくて有識者でもいいという判断をとったようではございますけれども、省庁再編のときにこの判断をと



った理由というのはどう認識しておけばいいのか。

この2点をお願いします。

○森田座長 では、これも内閣府にお答えいただきます。

○板倉参事官 まず意見書でございますが、これは提出しておりません。その当時でございますが、この原子力損害賠償法の規定は内閣総理大臣に意見を出した場合には政府は国会に出さなければいけないという規定でございますので、必ずしも意見を出すことを義務づけているものではないという法律の規定でございます。

その上で、意見を提出しなかったという理由でございますけれども、これは行政庁がまさに原子力損害賠償についての措置を講じている最中でありまして、それに対して原子力委員会としてはその措置そのものについて意見を言う必要はないというふうに判断したという状況でございます。

○森田座長 近藤委員長、補足をどうぞ。

○近藤委員長 この法律は事故が起きてから、直ちに検討しました。そして、損害の処理及び損害の防止等に関する意見となっているところ、どういうことかとつらつら考えたんですが、制定時期が1970年代という神代の時代で、それ以来触っていないものですから、原子力委員会が安全規制もやっていた時代に定まった条項であることを考えると、この損害の防止に関する意見というのは、その事故の反省を踏まえて、今後はこういうことをやるべしという安全委員会や規制委員会が意見を述べるべきとの趣旨でつくられた文章ではないか、また、損害の処理については、JCO事故で、損害賠償の具体的な事務、庶務を担当するのは文科省という制度整備がなされてきたという経緯があった故でしょうか、3.11後に直ちに文科省の所掌担当者がさまざまな活動を始めましたので、その経緯を見つつ、どうしても国としてかくあるべしと何か一言、言わなければならないと判断した場合において、意見を発する事有るべしと整理し。当面は静観するというポジションを決め、今日に至っています。

○森田座長 この件について、寺島委員よろしいですか。

○寺島委員 はい。

○森田座長 わかりました。

では、2問目をお答えください。

○板倉参事官 先ほどの委員長が大臣でなくなったというところにつきましては、省庁一律で講じられた措置でございますが、各省の審議会ではほかにも大臣が委員長であるというものはあったようでございますが、そういったものも含めて一律にこれは委員長を国務大臣ではなくすという規定になったため、これを外したということでございます。

では、その結果どういう形で原子力委員会の決定事項が各省に対して尊重されるかということにつきましては、先ほどの原子力政策大綱のときもそうでしたけれども、原子力委員会の決定そのものを閣議で尊重すべしという形で決定し直しまして、そういう形で拘束力を持たせるということで政策を政府全体のものとして共有するという形になっていると

いうふうな事実関係がございます。

○森田座長 尊重義務は2001年のときに外れたわけですね。

○板倉参事官 尊重義務は外してございます。

○森田座長 今回の件はよろしいですか。

では、増田委員どうぞ。

○増田委員 1点、確認です。これも原子力委員会の所掌で、関係行政機関に勧告できる規定がありますね。あれは、発動したことはありましたか。

○板倉参事官 発動したことはございません。

○増田委員 勧告規定は、発足当初から一回もなしですか。

○板倉参事官 私どもが承知している限りはございません。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 2点、質問させていただきたいと思います。

1つは、「原子力委員会の活動の経緯」に「原子力委員会の機能」というところがありまして、2期で「核燃料サイクル、放射性廃棄物に関連する機能を強化」と書いてありますけれども、それは3期もそういう機能は続けて持っていたと理解してよろしいのでしょうか。それとも、省庁再編などがあってその支援組織が手薄になったために、この機能についてはむしろ各省庁のほうに振り分けられたと解釈していいのか。そのところを確認したいというのが1点です。

それからもう一つ、最後の原子力委員会の組織のところ、委員会組織というのは途上国に多い形態だとおっしゃったと思うんですけども、それについて何か行政のほうで考えになっているような理由があるのかどうか。もしあればお聞きしたいというのが第2点です。

○板倉参事官 2期～3期に関して、機能強化といいますが組織面では特に強化したことはございませんで、先ほども言いましたが、まず事務局は非常に弱体化しております。

さらには、その権限につきましても省庁再編に伴って縮小しているという実態でございますので、実際の活動、アクティビティーを高めたという意味で発言力を高めていったというところは、分野によってはあるという意味でございます。

○近藤委員長 ちょっと質問を正しく理解していないようです。

御質問は、資料3の7ページの2期のところに「核燃料サイクル、放射性物質に関する機能を強化」とあるところ、これが3期も継続するや否や、省庁再編にかかわらず継続するや否やという御質問だったと思います。

まずもって、この2期で機能強化という言葉が何を意味するかは余り定かではないですけれども、むしろこのことに関する活動がふえたという意味で、このことを多分機能強化としてまとめたんだと思います。ですから、実態としては新しいファンクションがふえたということでもない。そういうことを審議する専門部会がふえたことを機能の強化と呼ぶ

か、その分野に関する取組が増えたと見るかによると思いますけれども、趣旨はそういうことであります。

なお、そのことは、第3期と申しまししょうか、省庁再編後の新しい体制においても主要な政策課題でしたので、そのことについての取組が相対的には大きな割合を占めていたと申し上げられると思います。

2つ目の問題は、なかなか答えは難しいんですけども、原子力委員会が途上国では引き続きあるのは、やはり一にかかってその国の政策における主要な課題の一つであるという認識があるからだと思います。実際、その原子力委員会たるや、総理大臣が委員長であったり、閣僚委員会として内閣の一部の機能を担うようなものとして存在していることからそのことがわかります。

ただし、先進国では科学技術行政の役割りが強くなって、そこに吸収される方向が生じ特に冷戦後は目立たなくなってしまったと思います。

○森田座長 よろしいですか。

では、小幡委員どうぞ。

○小幡委員 私も伺っていて期の分け方についてですが、資料3の6ページの所掌事務の変遷の表が非常にわかりやすく、今の状態というのはやはり2012年に福島原発の事故の後に新たな原子力規制委員会が発足し、そしてその後、おそらくこの有識者会議のミッションはその原子力委員会をどのように位置づけるかということに論点があるのだと思いますので、大きくここで区切りがくるという感じがいたしまして、そこは橘川委員のおっしゃったことと同じように感じました。

多分、国民の側の外から見ると、原子力委員会と原子力規制委員会という2つは非常にわかりにくい存在でございまして、所掌事務的にいうと安全については原子力委員会の所掌事務から外れている。その状態というのは、この6ページの表で1978年の最初の原子力安全委員会の発足時から基本的には変わっていないと考えてよいのでしょうか。

つまり、例えば先ほど勧告の発動がないという話がございましたが、78年以降、原子力委員会は安全については切り離されている状態ですので、安全についての勧告というのは所掌事務でいうと権限がないという理解になりますね、これは確認です。

○板倉参事官 それはございません。

○小幡委員 所掌事務について、安全が切り離された78年から、もうそれ自身は変わらずということですね。

○板倉参事官 安全に関しては、外れているということは変わっておりません。

○小幡委員 何か細かい変更はございますか。どのような施設についての安全についてもというようなことを先ほどおっしゃいましたが。

○板倉参事官 そういう意味では、核セキュリティですね。あとは、保障措置は厳密には安全かどうかという議論があるんですけども、核セキュリティというのは先ほども言いましたが、明文化された形にはなっておりませんが、今回の原子力規制委員会の発足時に、

これは安全の確保の一貫であるというふうに位置づけて、明確に原子力規制委員会のほうに移管いたしました。

保障措置というのは平和利用の担保でございますので、直接、安全の確保ではないんですけれども、今回の法律の規制、規定においては広い意味での安全の確保を含めて保障措置、すなわち国際規制物資の管理というんですけれども、これを原子力安全の確保の中に入れて原子力規制委員会のほうに移管をするということを行っております。

○森田座長 よろしいですか。

では、佐藤委員、御質問はよろしいですか。

○佐藤委員 1つだけ、細かい話なんですけれども、5ページの表をちょっと私の認識が違っているのかなと思いながら見ていたのですが、国内の主な出来事で電源立地三法が70年代の初めにできて、原発を立地するところにはお金を出すという田中内閣の、あれがかなり日本の原子力発電所の設置の増設につながったんじゃないかと思うのです。

もう済んだ話で過去のことかもしれませんが、こういうふうに整理されるときにどこかその問題についての認識を入れておいたほうがいいんじゃないかという気がいたしました。

○森田座長 それは、御意見として承っておくことでよろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○森田座長 一通り御発言いただきまして、大体予定した時間になっていますが、何かさらに御発言、御質問はございますか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 新聞でしか知らないのですけれども、昨年のあり方の議論などでやはり電力業界と原子力委員会との関係が問題だったような気がしますので、特に事務局のところに電力会社の人々がどれぐらい入っていたかとか、そういうことの数値というのはさかのぼって発表するということはできるのでしょうか。

これは基本的には一線を画すべきだと思うのですけれども、アメリカの原子力のあり方などを見ると、きちんと情報を取ることと一線を画すこととの間でいろいろ苦労されていると思いますので、その仕組みをこれからどうつくっていくのかということとかかわる論点だと思います。

○森田座長 増田委員、どうぞ。

○増田委員 そのこととの関係で、さっきの参考資料3-1の23ページに事務局体制の以前と現在のものが書いてあるのですが、安全委員会が独立してから以降でいいのですけれども、全体として中央省庁が行革になっているのでどこの組織も人が減っていると思うのですが、この23ページに書いてあるものだと事務局そのものの体制というのはなかなか比較できないので、今、減少してきていると思うのですが、実際の事務局体制がどういうふうに少なくなっているのか、数字でわかるようなものがあれば整理をしていただきたいと思います。

次回、近藤先生からいろいろお話を伺えるということなので、こういう数値的なものと

というのは外形的に見ることですからそのぐらいのことしかわかりませんので、実際に今の事務局体制というものの実力というか、この間まで新大綱策定をやっていたわけですが、実際にそれを賄い得るだけの人脈体制なのかどうか。その辺りのお話は、また次回いろいろお聞きしたいと思います。

○森田座長 それも御要望ということで、次回に資料をお願いいたします。

では、寺島委員どうぞ。

○寺島委員 もう一つ共有したい情報として、過去に年次報告とか活動報告とか、区切りごとに例えばIAEAに行ってこういう活動をしてきたとか、そういうことを我々が確認できるような報告書みたいなものはあるのですか。

○板倉参事官 そういう意味では、原子力白書を年次報告として出しております。

今回の福島の事故以降、今は発行が途絶えておりますし、過去にも何回か事故の後、白書の発行が途絶えておりますけれども、そういったものがございます。

○森田座長 白書ということで、さらにそれ以上のことはよろしいですか。

それでは、まだ御質問などがあるかとは思いますが、時間の関係もございまして、この議題はこれぐらいにさせていただきたいと思っております。そして、もしさらに追加の御質問とか資料の要求等がございましたら事務局宛てにお寄せください。

それでは、3番目の議題に入りたいと思っております。3番目の議題は、これまでの経緯と今後の進め方、この有識者会議の進め方ですけれども、この会議に関係するものとしては昨年、先ほど増田委員のほうからも言及がございましたが、原子力委員会見直しのための有識者会議がございました。

これに関連して事務局のほうから、これがどういうものであったか、どういう結果になったかということについて御報告いただければと思います。

これは、参事官からよろしくをお願いいたします。

○石井参事官 それでは、参考資料2でございます。平成24年12月18日に取りまとめられました原子力委員会見直しのための有識者会議の報告書、「原子力委員会の見直しに当たっての基本的な考え方について」の御説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、まず目次がございます。目次で構成だけ見ますと、「はじめに」の後に、第1章として「原子力委員会と原子力利用を巡る環境と変化について」、第2章として「現在の原子力委員会に対する評価」、第3章として「原子力委員会の見直しの方向性」、第4章として「行政組織・体制の見直しの選択」、第5章として「まとめ」という構成になってございます。

経緯について、1ページでございますけれども、「はじめに」で書いてございます。検討の経緯としては一番頭のところにございますように、「革新的エネルギー・環境戦略」により、これまでのエネルギー政策を白紙から見直すものとして、原子力政策についても見直すということとしまして、設置から50年以上が経過している原子力委員会を見直しとしたと書いてございます。このもとで、10月末から12月半ばまで検討されたものがこの報

告書であるということでございます。

3つ目のパラグラフでございますように、この報告では原子力委員会の果たしてきた役割を検証し、その機能を整理した上で、どの機能を残し、それらの機能を担うにふさわしい体制を検討したということと、現時点では新しい原子力政策の具体的な内容は決まっていないこと、検討の時間が十分でなかったことなどにより、特に組織形態については一つの結論ではなく幾つかの可能性を提示しており、あくまでも基本的な考え方で整理したものであり、今後さらなる検討が必要であるという報告書の位置づけ、状況について記述されているところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。第1章の「原子力委員会と原子力利用を巡る環境の現状と変化について」ということございまして、2ページから3ページ目にかけて「原子力委員会の経緯と変遷」ということが書いてございます。先ほど内閣府から御説明がありました、第1期、第2期、第3期ということ書かれてございますが、これは重複しますのでここでは省略いたします。

続きまして、4ページから5ページにかけて「原子力委員会の現行機能」ということが書いてございます。左側の図2に細かく書いてございますが、右側の5ページのほうに4つの機能が書かれてございます。

1つ目が「原子力の平和利用の担保」、2つ目が「原子力政策に関する基本方針の策定」、そして3番目が「各省間にまたがる政策の調整」、4番目が「原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外の説明」ということで、書かれておりますのは先ほどの内閣府の説明にもございましたところでございます。

これとの関係で、「原子力利用を巡るわが国の特殊性」というのが5ページの末のところでございますが、原子力研究、開発、利用を厳に平和目的に限って推進することとして、NPT条約を批准し、IAEAとの保障措置協定等を締結し、国内の関連活動に対してIAEAの保障措置制度の適用を受けており、このようなIAEAの保障措置システムの下での厳格な平和的利用の担保措置が履行されていると国際的に認められているということが1つです。

それから、6ページの2つ目のパラグラフから3つ目のパラグラフにかけて書いてございますが、1997年に「国際プルトニウム指針」が採択され、各国の民生プルトニウムの保有量を報告・公表する仕組みが導入された中で、我が国では原子力委員会が一層の透明性の向上を図るために、2003年に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を決定し、我が国独自の措置として、六ヶ所再処理工場においてプルトニウムを分離する前に、各事業者はその所有者、保有量及び利用目的を記載した事業者による利用計画の公表等を行っているということ。

それから、それらについて、この会議において原子力委員会がこの部分で果たしてきた役割、あるいは果たすべき役割は大きいとの評価が大勢であると言えるということがここで書かれているところでございます。

3の「原子力政策を巡る環境変化（原子力政策の転換）」ということ、エネルギー・

環境会議等に関する動きがここに書かれているところがございます。

続きまして、8ページで「現在の原子力委員会に対する評価」として、実際の検討の中身のところが具体的に書かれているところがございます。

まず、第2章の「現在の原子力委員会に対する評価」でございますが、原子力利用を巡る我が国の特殊性を踏まえると、原子力委員会は国際的信認の獲得や、対外的な説明責任を果たすという平和的利用の担保について一定の役割を果たしてきたと言えること。

それから、原子力政策は国民的合意を取りつけていくことが重要で、各省が単独で行っていただけでは不十分であり、原子力委員会が原子力政策の民主的な運営を下支えする効果についても、一定の評価を与えることができるとしているところがございます。

また、最後のところでございますけれども、一方で省庁再編や外部環境の変化が原子力委員会の機能に与える影響は少なからず存在するとの認識は共有されていることが書かれてございまして、2点挙げておりますのが、1つは「省庁再編の影響」ということでございます。

ここの中では、2つ目のパラグラフのところになりますけれども、「本会議における議論でも」と書かれてございますが、原子力委員会の役割や機能を考える上で2001年の省庁再編が与えた影響が大きく、会議における議論でも「通常の審議会の位置づけで、機能は弱く、実質的な権威も不十分」といった指摘、「機能は空洞化しており、現状維持はデメリットの方が大きい」との指摘、それから隣接する行政領域との関係でも「原子力がエネルギー政策、あるいは温暖化政策、科学技術政策といった文脈でいかなる役割を果たすべきか」といった事項に関する検討は、原子力委員会の外で行われる」ようになってきているということなど、相対的位置づけが低下しているといったことがここで書かれているところがございます。

それから、8ページの終わりに「政策変化等の影響」のところでございますが、エネルギー政策基本法を中心とする枠組みが整備され、同法に基づくエネルギー基本計画の中でエネルギー需給の基本的な方向性が決定され、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画において、原子力を含むエネルギーごとの温暖化防止の観点からの対策が盛り込まれているなど、エネルギー及び環境政策の観点からは原子力政策の相対的位置づけが既に低下してきていたと言えること。

また、今後の最大の課題となる使用済み燃料の処理の問題についても、「各省と原子力委員会の重層的分担体制が十分機能してこなかった側面がある」との指摘がなされているところであり、現行体制の下で原子力委員会がこうした問題に取り組むには、一定の限界があると考えられることが示されているところがございます。

続きまして10ページ、第3章の「原子力委員会の見直しの方向性」でございます。

まず「見直しに当たって考慮すべき点」として「原子力行政の特殊性」ということが書いてございまして、3点挙げてございます。「技術、事業、行政の継続期間の長期性」ということ、「社会的受容困難性への対応機能」ということ、それから規制と推進の両面か

らの独立的視点が重要である「監査的機能」、こういった原子力行政の特殊性を示して、原子力委員会の見直しに当たってはこれらを十分に踏まえた検討が必要であるということ指摘しているところがございます。

また、「(2)の原子力基本法との関係」では、原子力基本法の第2条の「基本方針」の関係では、原子力委員会の見直しを行うに当たり、これを堅持することを前提とすることが適当であることなど、また「目的」については11ページで書かれているところがございます。

続きまして12ページ、「2. 必要と考えられる機能」でございます。原子力委員会が有している先ほど出ました4つの機能について、それぞれ今後とも必要かどうか。さらに、必要な機能があるか。また、必要と考えられる機能について原子力委員会、または後継組織が担うべきかどうかといったことについて検討を行い、整理をされているところがございます。

まず、「i) 原子力の平和的利用の担保」でございます。原子力委員会の活動が、我が国の平和利用の担保にどの程度寄与したかを十分に評価するには至っていないが、原子力利用を巡る我が国の特殊性からも、全体としては当該機能を肯定的に捉えられているとして、再処理等の重要な技術及び工程についてそのチェック機能を担うことが適当であるが、他の省が担っている役割との関係をいかに整理するかについては検討を要するとしているところがございます。

また、「ii) 原子力政策に関する基本方針の策定」でございますが、2つ目のパラグラフのところからありますけれども、エネルギー政策も含めた基本方針を議論する場合には、少なくとも当面はエネルギー政策全体を審議対象とする機関が取り扱うことが適当であるとし、原子力利用の基本的方針が定まれば、その下での具体的な政策に関することについて、原子力委員会または後継組織が企画調整に当たることも考えられるとしてございます。

他方、超長期の政策領域や各省の個別対応では、社会的な要請に応じ切れていない分野での政策の企画立案等は、原子力委員会または後継組織が担うことが適当と考えられるとしているところがございます。

続きまして、13ページの「各省間にまたがる政策の調整」でございます。原子力関係経費の取りまとめという機能の形骸化、基本方針策定の際の各省間の調整機能の意義の低下などを指摘してございまして、原子力委員会または後継組織が原子力利用政策における総合的な政策調整機能を有する必要性は低いものと考えられるとしておりますけれども、前記の平和利用、または基本方針の策定の業務を実施していく中で、必要となる場合には政策調整機能を担うことは考えられるとされているところがございます。

続きまして、「iv) 原子力利用のための政策資源の縦覧性の確保と内外への説明」というところがございます。原子力政策の縦覧性を確保し、また、原子力政策を国内外に丁寧にわかりやすく説明していくことが今後とも強く求められていくものと考えられるとした上で、後半のほうになりまして5つ目のパラグラフになります。「かかる観点から」以下



ですけれども、単なる縦覧性の確保だけであれば、他の既存の組織でも対応することは可能であると考えられるが、原子力委員会または後継組織が置かれる場合には、一元的に説明責任を負う主体として、当該組織が縦覧性の確保も含めて担当することも考えられるとしており、「但し」として、海外への説明責任主体という観点からは、類似の機能を有し得ると考えられる外務省との関係などについて、今後精査が必要であるとしているところでございます。

続きまして、「原子力委員会設置法の所掌事務毎の整理」ということで、先ほどもちょっと説明がありました、14ページのところに8つの原子力委員会設置法に基づく所掌事務について、先ほどの見直しの構成を整理し直したものが書かれてございます。ちょっと分け方の問題がありますけれども、内容的には重複してございますので、ここでは省略をさせていただきます。

続きまして15ページ、第4章の「行政組織・体制の見直しの選択肢」というところでございます。ここでは、原子力利用のあり方に関する国民的議論を踏まえた新たな方向づけ、原子力規制委員会などのほかの原子力行政にかかわる省の活動との役割分担を考慮し、専門性を保ち、関連行政への指針性を発揮し得る組織形態とすることが必要であるということをもとに最初に示した上で、具体的な類型として行政組織の形態の例として5つ挙げてございます。

1つ目が(1)の「8条委員会を設置」ということで、国家行政組織を8条に基づく機関、あるいはそれに類する機関を置くということでございます。

それから16ページでございますが、(2)で「3条委員会を設置」とございますけれども、国家行政組織法第3条に基づく委員会あるいはそれに類する委員会を設置することでございます。

3つ目は内閣府設置法に基づく庁、「内閣府の外局としての庁を設置」ということが書いてございます。

4つ目は、既成の行政組織の行っている業務に関連の深い業務を分割して移管するという選択肢が書かれてございます。

5つ目は、「国会の付属機関を設置」ということでございます。

17ページにもございますように、本来どのような行政組織の形態をとるかという点については、必要と考えられる機能を果たすために、最も実効力があり効率的であることを目指すべきであるとし、機能と各行政組織・体制の特徴を十分に考慮して議論を深め、総合的に判断することが必要と考えられるとしているところでございます。

また、17ページで「2. 新しい体制の発足までの対応」としましては、継続が必要と考えられる業務として3点挙げてございます。1つは「エネルギー政策のうち、原子力政策に関する部分についての提言」、それから「法律上の義務の継続」、それから「平和利用の担保に必要な業務」というものを新しい体制の発足まで必要なものとして挙げているところでございます。

最後に18ページの「第5章 まとめ」でございますが、ここでは主に第3章、第4章の内容をまとめて示しているところでございます。最後のパラグラフに「本報告は、原子力委員会の見直しの基本的な考え方を示したものであり、今後、これを土台として、新しい原子力行政に合致した体制の検討が早急に進められることを期待する。」ということでまとめてございます。

報告書全体は以上でございます。

大臣のほうからは、この報告書につきましてはちょっと前提が違うところで始まった検討ではありますが、非常に中立的に御検討いただいたものとして参考にさせていただこうということで、この場で紹介するようにと指示をいただいて御紹介した次第でございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

この報告書の作成に当たりましては、検討の場で私も参加いたしましたけれども、本日御出席の委員の中では増田委員が委員として参加されておられますので、増田委員のほうから何かコメントがございましたら一言お願いできますか。

○増田委員 今の紹介どおりでありますけれども、委員として参加した私個人の考え方とすれば、時間的な制約もありましたし、それからさらに言うと11月の半ばに衆議院の解散があつて、もう政権が変わるといふのは目に見えていましたので、余り結論めいたことを出すのはかえってよくないだろうと思つて、機能の整理と、それからその後の組織形態の選択肢のところがつながっていないんですね。

組織形態の選択肢のところも、本来機能があつて、それにふさわしい組織ということになると思うのですが、とりあえず考えられるもので一般論として8条機関、3条機関とかをずらつと並べただけで、そこから先の一番大事な検討は全くしていませんので、この報告書の真ん中辺りまでを参考にさせていただくというのが実際のところいいのかなと、こんな感じがしております。以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

私もかかわった者として一言、言わせていただきますと、増田委員とほとんど同じですけれども、これで言いますと17ページになるかもしれませんが、「本来、どのような行政組織の形態を取るかという点については、必要と考えられる機能を果たすために、最も実効力があり、効率的であることを目指すべきである。」ということで、まずその機能のほうをきちんと押さえてから、それを果たすにふさわしい組織の形態を選択すべきではないかという考え方で進めていったんですけれども、機能の整理がかなり進んだ段階で、今おっしゃったような事情で後ろのほうが見えてきたものですから、あとは慌てて組織の形態をどうするかということで、その機能に合った組織を選ぶという議論をする前の段階で、考えられる組織の可能性のリストを掲げてというところでこれが終わっているということだと思います。

ですから、もし大臣の御期待に沿う形で継続性を考えるならば、そのあたりの観点から議論をし直すのも一つのあり方ではないかと個人的には思っております。

これについて、何か御意見がございましたらどうぞ御発言いただきたいと思えます。

行政組織の形態になりますと、やはり法的な問題もあるかと思えますが、小幡委員いかがでしょうか。口火を切っていただけますか。

○小幡委員 これについてどうかと申しますと、今、増田委員、それから森田座長からもございましたように、考えられる選択肢として、8条機関、3条機関、あるいは外局化という、この15ページ、16ページというのは可能性が挙げられているということですから、基本的には先ほど少し伺っていた原子力委員会というのが一体、今後どのような役割を果たすべきものなのかというところが決まらなないと、なかなかこの機関、組織のあり方も決まらなれないと思えます。

ただ、もちろん、さまざまな外在的な要因から今は3条機関などというのは無理ではないかとか、行政組織はできるだけ肥大化しないなど、そのような見地から外在的な要因というのはあるとは思いますが、やはり担うべき機能ということで、前の有識者会議の基本的な考え方というのは、恐らくどのような機能を果たしていたかということについてかなり中立的に整理されていると思うのですが、これ自身についてというより、先ほどからの議論との関係で私の考えを少し述べさせていただきたいと思えます。

先ほど、なぜ日本には原子力委員会のような委員会形式があるのかという古城委員からの質問もございましたが、やはり平和的利用の担保という我が国の固有の原子力政策について、それを大変国民として重視していたというところはあるのではないかという気が、推測ですけれどいたします。

そう考えますと、先ほどの資料3の10ページの「諸外国における原子力行政体制について」というところで、オレンジが推進、紫が規制というふうに分けてこのように位置づけられているのですが、我が国の原子力委員会は少なくとも平和的利用の担保のところでは、原子力をやっていく上できちんと平和的利用をしているかをチェックしているという機能をまさに果たしてきたので、推進といえば推進かもしれませんが、しかし、安全については確かに原子力規制委員会のほうにいきましたけれども、平和利用というところはここがチェックしている。そういう機能を果たしているので、推進する上で当然の前提であるという位置づけもできるかもしれませんが、単純にただ推進というだけでもないのではないかと改めて伺っていました。

次回から原子力委員会の具体的な機能について入るので、今、機能として何が必要かをここで言うのは早いようにも思いますが、気がついたところとして、その平和的利用の担保というところを重視している。そこをどういう形で担うべきなのかというところを議論すべきではないかと思いました。

次に、原子力政策についてはここにもございますように、かつての原子力長計、今は原子力政策大綱という形になっている大変重要な長期計画をつくられているのですが、現下

の情勢を見ますと、全体のエネルギー政策の中で原子力をどのように位置づけるかという議論になるので、原子力委員会だけで決めることではないと思います。そうすると、全体の政策と必須な関係にあるので、ここが決める機能というのはある意味では限られるかと思えます。

むしろ、国際協力のところがとても大切だと思いましたので、平和的目的の担保というところと国際協力のところがメインになるかと思いました。

○森田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

古城さん、どうぞ。

○古城委員 今の小幡委員の御質問に関連するのですけれども、ここで必要と考える機能ということで報告書が4つぐらい挙げてあるわけですが、この順序というのは1番のほうの方がより重要だという形で作成されたのかどうかだけ、ちょっと確認です。

私は、1番はやはり非常に重要だと思います。要するに、原子力の平和利用の担保というのが第1にきているのですけれども、それは重要なほうから並べたということでしょうか。それとも別に。

○森田座長 これは、事務局いかがですか。

○石井参事官 申しわけございません。私どもは直接その当時の議論に参画しておりませんので、こうだとまでは申し上げられませんが、一般的にはそういう傾向はありますけれども、むしろ森田先生はどのような認識だったのでしょうか。

○森田座長 増田委員が覚えていたらお答えいただきたいと思いますが、私の印象では、特にその重要性について考えるというよりも、それまでその他の機能についての考え方の場合、大体こういう順番で出てきて、それを踏襲して書いたのかという気がいたします。

根拠のある話ではございませんけれども、増田委員、何か御記憶はございますか。

○増田委員 業務の立て方がこの順番になっていたのじゃなかったですか。

所掌事務上でいいますと平和利用というのは出てきておりませんで、むしろ政策の中で何を上げるかというときに、一般的に原子力の平和利用の担保を最初に言うことが多いかと思えます。

業務というより、政策の順番で出てきたのでしょうか。

○森田座長 近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長 それは、原子力基本法が第1章で平和の目的に限りから始まっているわけですから、それは当然具体的に何がなくてもこれはまず最初にうたうということが習慣としてなされてきたということでございます。

○森田座長 そういうことでございます。ほかにいかがでしょうか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 この参考資料を山本大臣が発表するようと言われたのですけれども、中身は中立的によくできていて、ここで発表するというのは本当に適切な措置だと思います。

ただ、にもかかわらず、そこに去年の9月14日の革新的エネルギー・環境戦略がしょっちゅう出てくるということが問題でありまして、この方針自体、閣議決定にも結局ならなかったわけだけれども、こういうことが入ってしまうのが政治の問題なんですね。

そのこのところをはっきりさせなければいけなくて、この委員会で考えるときには時の政権が何を考えているかということよりは、その構造的なここで中身の問題として提起された問題をきちんとやっていくということがすごく大事なんじゃないかと思います。

小幡委員が言われた意見に大賛成で、私は資料の3で各国の図を見るとときに「規制・推進の分離」というのがキーワードになっているんですけども、多分これは推進と言ってしまうのは問題であって、「規制・運営の分離」ぐらいの話ではないかと思います。

今後の展開から考えても、例えば推進じゃないとしてもやらなければいけないことがいろいろ出てくる可能性があるわけですね。例えば、活断層問題でどこかが引っかかったりしたときにどういう運営形態をとるのかとか、これからもしかすると沸騰水の会社を中心に原発の経営から撤収するというような方向も電力会社の経営の選択肢としてはあり得ると思います。

ですから、決してこれは推進などという単純なことではなくて、原発全体の運営をどうするかというところで、まだまだ原子力委員会がやることがありそうだということをはっきりさせなければいけないので、整理としては「規制・推進の分離」というのは、当局は推進することが前提だと思い込んでいる歴史観がもたらしている書き方で、それ自体が問題だと思いますので、そのこのところは推進じゃなくてやはり運営か何かという観点から機能の問題を考えるべきだと思います。

小幡委員の意見に、賛成です。

○森田座長 ありがとうございます。

議論の最中でございますけれども、山本大臣が御到着になりましたので、途中ではございますけれども、一言、御挨拶をお願いいたします。

○山本大臣 本日はお忙しい中、皆さんお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうは官邸で会議が続いていまして、今、官邸から戻ってきたんですけども、この後、また総理にお目にかからなければいけないので、本来であればずっと御議論をきょうから聞かせていただきたかったのですが、ばたばたしていることをお詫び申し上げたいと思います。

まず、委員に御就任をいただいたということについて、心から感謝を申し上げたいと思います。

言うまでもなく、先般の東京電力の福島第一原発事故で原子力をめぐる環境は大きく変化をしたということで、国の原子力行政のあり方として安全規制に関する体制が見直されて原子力規制委員会が発足をしております。

現政権においては、6月に閣議決定した、ここにあります日本再興戦略において、年内

を目途に新しいエネルギー基本計画を策定して、中長期的なエネルギー政策の方向性を明らかにするという方針でございます。

こうした方針のもとで、原子力委員会につきましては、これまでも時代に応じてその役割を何度か見直してきたわけですが、今般の原子力をめぐるさまざまな環境の変化、あるいは行政体制の見直し等々を踏まえて、その役割を抜本的に見直していくことが必要だと考えておりました、本有識者会議を開催させていただくこととなりました。委員の皆様には、ぜひとも忌憚のない御意見をいただければと思います。

その上で、なるべく早く、できれば年末ぐらいまでに方向性を打ち出していただけるように、私どもとしても確固とした意志で取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きまた御協力をいただければ幸いです。以上です。

○森田座長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、議事を再開したいと思います。どうぞ、ほかの委員の方、御発言お願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 先ほどの2人の方の続きで11ページの表の話ですが、途上国はどんどん日本も途上のときは推進してきて、あとは規制でいけばいいという話なんでしょうけれども、もう一つ、やはり日本みたいにこれだけたくさんのプルトニウムを持ったりすると、安定軌道に乗ってからの管理の話というんでしょうか、その国際責任とか、そういうことも大事なので、ここの表のつくり方をもう少し考えていただいたほうがいいんじゃないかという気が私はいたします。

さっき私が電源立地三法の話をしたのは、実はあのとき一番推進のエンジンをふかしたようなことなんでしょうけれども、これから日本はプルトニウムをどうやっていくのか、それを対外的にどうやって説明していくのか、非常に大事だと思いますが、それは規制のまた先の話だろうと思いますので、その分け方についてももう少し区分を分けて考えていただけたらと思います。

表を直してくださいというわけではないですけれども、我々は議論をする過程の中で、推進と規制という2つにだけ分けなくて、もう少し区分けして考えていく必要があるんじゃないかと思います。

○森田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 前回のこの12月までの前提となるといいますか、参考になる作業についての説明を聞いていて思うわけですが、今、山本大臣がおっしゃったように、我々はもう既にまず前提としてこのエネルギー基本計画における原子力の位置づけというものを、政府がガバナンスを働かせた形できちんとする。その中で、原子力がどういう位置づけでこれからの20年ぐらいを見渡して、日本の政策の基軸としてどうなるのかということを確認にすることがまず何よりも前提になっているんだろうと思います。

そして、私が申し上げたいのは、ごまかしなく直視するとか、前回の12月までの報告書を見ていて触れていないところで気になるのは、私は総合資源エネルギー調査会で何度も発言してきたポイントなのですから、殊、原子力のことについて踏み込もうとすればアメリカとの関係ということにどうしてもぶつかるんですね。

これは進むにしろ退くにしろ、現実には日米原子力共同体みたいな形になっています。ウェスティングハウスと東芝の関係、GEと日立の関係を直視したら、アメリカが原発4機を新設認可しているのも現実には日米で連携してそれをやることになるし、中国の新設原発だろうが、台湾のGEの7号機だろうが、実態は日本の東芝、日立が動き、日本の産業が世界の原子力の中核地帯になっているという事実認識をベースに、アメリカと原子力協定をどうするか、ここに踏み込んでいく考え方をしっかりしないと、原子力についての方向感というのは見えない。

さらに、IAEAのようなことを舞台にして、まさに平和利用に徹した原子力を展開している国としての立ち位置として、国際機関との連携の中で日本が今後どういう役割を果たしていくのかについて、ある種の決意と覚悟を持っていないと、この議論にはなかなか踏み込めない。

ですから、原子力についての本当のことを直視した議論をする段階に、ようやく政府のガバナンスの中でできるようになったのではないかと。そのことについて、我々はこの委員会で原子力委員会の機能と方向づけをやっていくわけですから、その前提として十分に世界の原子力の動向がどうなっているのかという状況を共有しながら、我々の国にふさわしい、私は内閣というところに原子力に関する高度な知識と情報が集約していないと、各省庁の中で分担して原子力に対して向き合っていくということにはできないというか、やはり内閣府、つまり内閣に専門性の高い技術基盤に関する情報が集積している状況、それが審議会的な委員会でいいのかどうかということについて私は意見がありますけれども、それをよく検討する必要があるだろう。

それからもう一つは、国際社会に向けて開かれた原子力というのが、3.11を引き起こしてしまった日本としてはIAEAに対してもそうですけれども、諸外国との関係において、日本が安全でより安心感を与える原子力政策を展開しているんだということを見せなければいけない。そのための1つの機能も、この原子力委員会の見直しの中で視界に入れておかなければいけないことじゃないかと思えます。

○森田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今、御発言いただきましたけれども、事務局のほうで何かそれについてコメントとかはございますか。

○後藤審議官 今まさに寺島先生がおっしゃったように、組織の見直しの前提となるような原子力の国際的な位置づけというのは、また私どものほうからも少し御披露させていただきたいと思えます。

○森田座長 ありがとうございます。

本日は1回目で、これまでの状況について資料で御説明いただき、それについて御意見をいただいたところでございますけれども、特にきょうの資料、その他について御発言がなければ今後の進め方のほうに議題を移させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○森田座長 今後の進め方についてですけれども、今お話で出たところですが、これまでの経緯も踏まえまして、原子力委員会が現在保有している機能を評価した上で、今後必要とされる機能を明らかにし、それらをもとにして原子力委員会の体制の見直しについて具体化を進めるということになるかと思っております。

私も座長ですけれども、ちょっと個人的なことを言わせていただきますと、行政組織をどのように編成するかというのは私の専攻しております行政学の一つのテーマですが、その場合にファンクションとしての、機能としてのまとまりがどの程度あるかということと、それが特定できるのかということと、そのまとまりを担うための組織としての審議といえますか、検討決定のあり方はどうすべきなのか。

これは、いわゆる独任制の組織なのか、大きな組織のもとに位置づけるのか。あるいは、その専門性であるとか中立性を重んじながら合議制の機関にするのか。その合議制も、いわゆる諮問的な機能を持たせるのか、それ自体の決定権限を持たせるのか。そうした意味での決定のあり方ですね。それについての機能との整合性というのも一つの論点になるかと思っておりますし、さらに申し上げますと、その組織がほかの省庁組織、あるいは内閣との関係においてどういう位置づけを持つかということも重要な論点になってくるかと思っております。

俗に3条機関、8条機関というような形で整理されておりますけれども、その中でもその機能に応じていろいろな位置づけがあると思っておりますし、当初の原子力委員会というのはそれなりに特殊性を勘案した上で大臣が委員長を務めるという形になっておりますが、先ほど橘川委員が言われましたように、余り政治的に影響を受けるような形ですと、これまたこの分野は具合が悪いのかもしれない。

そうしたことを少し考えていく必要があるのではないかと思いますし、前回の委員会では、およそそうした組織論について踏み込む前の段階で時間がきてしまったということですので、これからそういうことも含めて御議論を続けていただきたいと思います。

やはり、まず最初にはその機能というものを確認する必要があるかと思っておりますし、それを前提にして事務局のほうで今後の進め方についてたたき台のようなものを作成していただきましたので、それについて御説明をお願いいたします。

○石井参事官 それでは、資料4の「今後の進め方について(案)」でございます。

本日、第1回の会議で「原子力委員会の果たしてきた役割等について」を内閣府から御説明がございました。

第2回、第3回でさらにそれを深く検討していただきたいと思いますと思っておりますし、原子力



委員会の所掌事務の紹介が少しありましたけれども、その事務に具体的にどのようなことを機能として持って果たしてきているのかということで、所掌事務ごと、場合によっては政策というところは幾つかに分ける必要があるかとは思いますが、所掌事務の中を幾つかに分けるとしても、その項目ごとに現状と成果、それから関係府省との関係、どのような業務がほかであって、どのように原子力委員会がつながって仕事をしているのか。

また、今後のその事務の必要性、課題について内閣府に整理していただいて、実際に昭和30年代にできた組織でございますので、原子力の開発初期にやられていて現在は余りやられていない事務であるとか、一方、原子力の開発利用の進展、研究開発から実用に至って生じてきている問題が、当然その初期のころに比べると必要性が増してきていて多くの業務があり、多くの課題があるというようなこともあろうかと思えます。

そういった項目ごとの現状と成果、それから今後の必要性、課題について内閣府に整理をしていただいたものを御紹介いただきたいと思いますと考えてございます。

それから、原子力委員会の現在の役割、状況について、近藤原子力委員等からお話を聞かせていただければと思っております。

それから3点目、関係府省のところで少し前倒しになりますけれども、きょうも大分、平和利用の話が出ておりましたが、現在、原子炉等規制法に基づく許認可、平和利用の確保も含めて原子力規制庁が担う形になってございます。

従来は、個々の規制の中で平和利用の審査をしていたものが、規制庁の中に全部今回移っております、その中で原子力委員会が意見聴取という規定で意見を言うことが可能になってございますが、一義的には原子力規制委員会が最終の判断をする仕組みになっているということで、その原子力規制委員会と原子力委員会の役割について原子力規制委員会から、規制庁からお話を聞かせていただきたいと思いますと思っております。

それから、第3回は引き続き関係府省の状況ということで、経済産業省、文部科学省、外務省からそれぞれ原子力委員会の所掌事務に関連する業務の状況、課題、特に原子力委員会との関連においてお話を聞かせていただきたいと思いますと考えてございます。

ここに書いてございますように、第2回の議論を受けた形で原子力委員会に求められる機能、現在の組織上の課題、今後とり得る体制等について、こういったお話を聞かせていただいて議論をしていただければと思えます。

第4回以降は、これらのヒアリングの結果を受けて現在の所掌事務の中で重要なもの、それから整理が必要なもの、重要なものについてはどのような形で機能を今後担っていくのかという議論を第4回以降進めていってはいかがかと考えてございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、この考え方の前提には、どちらかといいますと日本でこういうことを考えるときには、まず組織ありきというところで、それから機能と考える発想が多かったかと思えますが、ここではむしろその機能をベースに置いて、どういう機能

を果たすのにふさわしい組織の形態があり得るのか。あるいは、組織そのものが不要かもしれないけれども、それも含めて御検討いただくことがいいのではないかと思ってこういう提案をいたしました。いかがでございましょうか。

御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

○増田委員 中身という話より、次回までにいわゆる原子力関係予算ですね。今年度の関係で結構ですが、いわゆる原子力関係予算が各省にどういうふうに広がっているか、わかるような資料をいただけるとありがたいので、御用意いただければと思います。

○石井参事官 原子力委員会で原子力関係予算を全部取りまとめておりますので、今年度の予算の関係のものを用意して、あらかじめお送りさせていただきたいと思います。

次回の会議でも配付させていただきますが、あらかじめ先生方にお送りしたいと思いません。

○森田座長 もう帰り支度をされている方もいらっしゃいますけれども、ほかに御発言はよろしいでしょうか。

それでは、この方向でこれから進めさせていただきたいと思えますし、詳細につきましては事務局のほうに調整をしてもらいたいと思えます。

最後に言うておきますと、先ほどの時期の3区分もそうですけれども、機能と組織の形態とどういう政策ないし活動をしてきたかということについて、御負担をおかけしますけれども、内閣府のほうでもう一度整理したものを出していただければと思います。

最後になりますけれども、その他、また会議の運営全般について御意見があればですが、よろしいですか。

(異議なし)

○森田座長 それでは、本日の会議はこの辺にさせていただきます。どうもありがとうございました。

日程についてですけれども、最後に事務局からお願いいたします。

○石井参事官 次回につきましては、8月8日16時からということで連絡させていただいてございますのでよろしく申し上げます。以上でございます。

○森田座長 それでは、これで終わりにいたします。

本日はどうもありがとうございました。